

接道 1

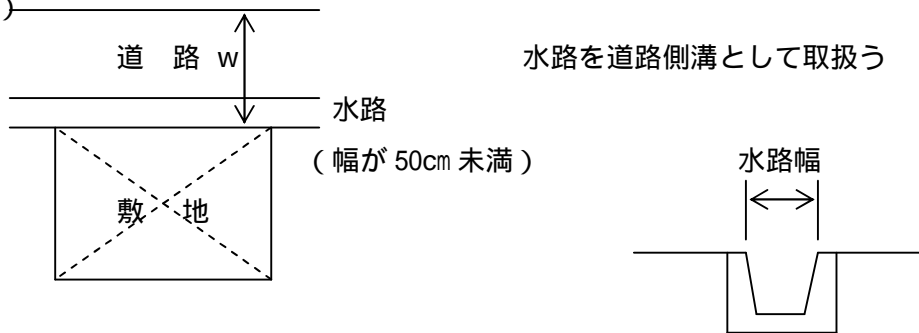
(関係条文)  
法 43 条 1 項

1 敷地と道路との間に水路がある場合で、次の 又は に該当する計画については、法 43 条第 1 項ただし書許可は不要とする。なお、敷地と道路の間に河川法による河川（一級河川又は二級河川）がある場合は、当取扱いの対象外とする。（法 43 条第 1 項ただし書の許可 必要）

水路の幅が 50cm 未満の場合

水路を道路の一部（道路側溝）として取扱った場合において、法 43 条第 1 項の規定に適合すること。

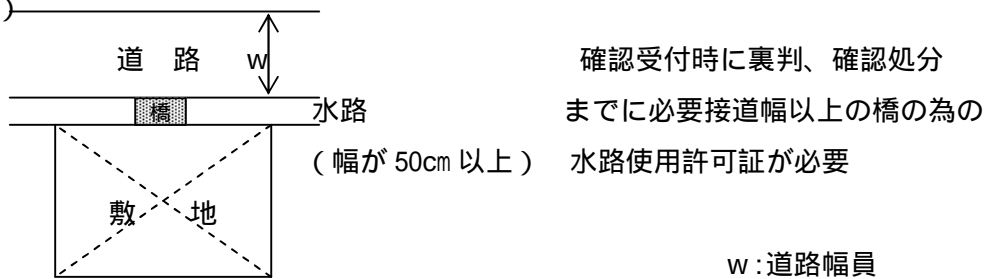
(事例図)



水路の幅が 50cm 以上の場合

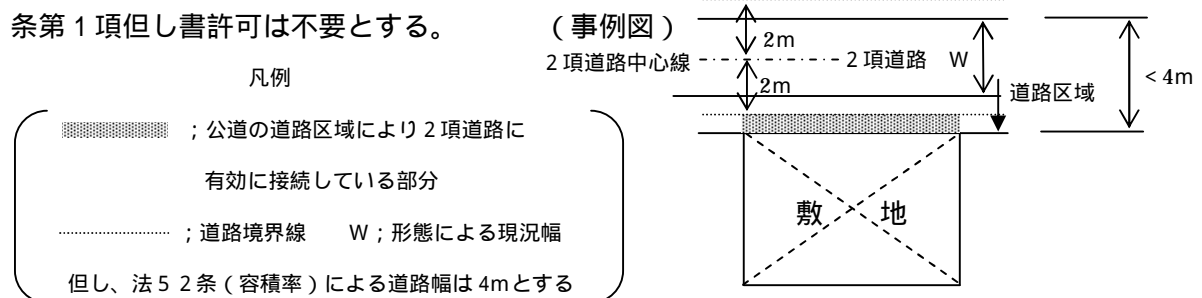
水路橋によって、敷地と道路が有効に接続されていること。なお、当該水路橋部分は、敷地面積に算入しない。

(事例図)



水路は官の所有によるものに限る

2 法 4 条 2 項道路で公道の場合において、中心後退 2m の道路境界線と敷地境界線との間に公道の道路区域がある場合、公道の道路区域をもって 2 項道路に有効に接続しているとみなして、法 43 条第 1 項ただし書許可は不要とする。



備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01